

期間を延長しました

感染拡大防止を目的とした「東京都感染拡大防止協力金」の対象外事業者のうち、市民の日常生活を支え、感染拡大防止にご協力いただける方を、武蔵野市が独自に支援します。

武蔵野市感染拡大防止 中小企業者等緊急支援金

法人:30万円

(市内で複数運営する事業者は60万円)

個人事業主:15万円

(市内で複数運営する事業者は30万円)

※なお、本支援金は、国の「持続化給付金」、東京都の「感染拡大防止協力金」と同じく、課税対象となります。

給付対象

①～⑥すべてに該当している事業者

- ① 中小企業者、小規模企業者、個人事業主または会社以外の法人^{*}であること
- ② 4月10日以前から市内で事業を開始しており、「東京都感染拡大防止協力金」の対象施設に該当しないこと
- ③ 市内において、店舗、施設または訪問サービス等を行っている事業所（以下「店舗等」という。）を有すること
- ④ ③の「店舗等」において、日本標準産業分類による以下の業種のいずれかに該当する事業を実施していること（「卸売業・小売業」、「生活関連サービス業」、「医療・福祉」、「不動産取引業」、「技術サービス業」、「サービス業（政治・経済・文化団体・宗教を除く）」）
- ⑤ 市が認める感染拡大防止策を、原則、すべて実施していること
- ⑥ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと

^{*}公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）のうち、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のものに限る。

感染拡大防止策

- ① 飛沫感染の防止（マスク着用の徹底や従業員用マスク購入、配付、消毒薬の使用等）
- ② 接触感染の防止（店舗等の消毒、手洗い等の励行、ソーシャルディスタンスの確保等）
- ③ 発熱者等の店舗等への入場制限（検温の実施による出勤・入場規制等）
- ④ 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止（コロナ対策としての換気・入場制限等）

対象期間

令和2年5月7日以降の取組み

※当面の間、感染拡大防止策の継続的な実施をお願いいたします。



申請関係書類は市HPからもダウンロードいただけます。

申請書類

※詳細は裏面をご覧ください。

- 1 申請書兼請求書
- 2 事業実態等を証明する書類
- 3 本人確認書類
- 4 感染拡大防止策の実施を証明する書類
- 5 誓約書兼振込依頼書
- 6 通帳の写し

申請方法（申請期間：5月25日(月)～10月30日(金)まで）

- ・感染拡大防止のため、申請は郵送でのみ受け付けております。
- ・申請先…〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
武蔵野市役所 感染拡大防止中小企業者等緊急支援金 申請受付
- ・申請関係書類は、市HPからダウンロードできるほか、武蔵野市役所産業振興課、武蔵野市役所1階受付、各市政センター（中央・吉祥寺・武蔵境）、武蔵野商工会議所の窓口で配布しています。

申請書類について

※社会福祉法人の場合、申請書類が異なりますので、事前にご連絡ください。

1 武蔵野市感染拡大防止中小企業者等緊急支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）

記入例に沿って遺漏の無いようご記入ください。

2 事業実態等を証明する書類

<法人・個人>

直近の確定申告書（別表一）（電子申告の受信通知（「メール詳細」と書かれたもの）又は税務署の受付印のあるもの）を提出してください。

※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合

法人…4月の帳簿及び法人設立設置届出書（税務署の受付印があるもの）等

個人…4月の帳簿及び開業届（税務署の受付印があるもの）

<会社以外の法人>

直前の事業年度の年間収入が分かる書類の控え

※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合

4月10日以前から事業活動を行っていることが分かる書類を提出してください。

※事業実態が確認できない場合など、確認するための追加書類の提出をお願いする場合がございます。

（例）営業許可証、事業を実施するために必要な資格証の写し、店舗等の外観・内観の写真 等

3 本人確認書類1点※写しで可

代表者の運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳 等

4 感染拡大防止策の実施を証明する書類※2店舗の場合は、2店舗分ご提出ください。

下記の①～④すべてを実施していることの証明

原則として写真であること。写真等での証明が困難な場合は、写真以外で証明できるものを提出してください。なお、必要に応じて追加で資料の提出をお願いする場合がございます。

① 飛沫感染の防止（マスク着用の徹底や従業員用マスク購入、配付、消毒薬の使用）

② 接触感染の防止（店舗等の消毒、手洗い等の励行等、ソーシャルディスタンスの確保）

③ 発熱者等の店舗等への入場制限（検温の実施による出勤・入場規制等）

④ 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止（コロナ対策としての換気・入場制限等）

（書類例）実施していることが分かる書類・写真等 ※必要に応じて添付用台紙をご活用ください。

5 誓約書兼振込依頼書（第2号様式）

誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名等の欄は、必ず自署でお願いします。

6 通帳の写し（見開きページの写し）

「銀行名」、「支店番号」、「支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「名義人」が確認できる箇所をコピーしてください。

給付対象に関する確認の流れ

中小企業者、小規模企業者、個人事業主または会社以外の法人であること

<「中小企業者」、「小規模企業者」の定義>

卸売業（資本金…1億円以下、または常時使用する従業員の数…100人以下）

小売業（資本金…5,000万円以下、または常時使用する従業員の数…50人以下）

サービス業（資本金…5,000万円以下、または常時使用する従業員の数…100人以下）



東京都における緊急事態措置を実施する前（令和2年4月10日以前）から事業を実施しているもののうち、東京都感染拡大防止協力金（以下「都協力金」という。）の対象施設に該当しないこと

<注意事項>

- ・都協力金の対象になり得る施設で、申請要件を満たさないために対象外となった施設については、「都協力金の対象施設に該当しないこと」には当たりません。
- ・都協力金の対象施設については、「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」にお問い合わせください。（[TEL:03-5388-0567](tel:03-5388-0567)）



市内において店舗・施設または訪問型サービス等を行っている事業所を有すること

<注意事項>

- ・代表所在地が武蔵野市外であっても、対象事業を実施する店舗等が市内にある場合は、上記要件を満たすものとします。



「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業」、「医療・福祉」、「不動産取引業」、「技術サービス業」、「サービス業（政治・経済・文化団体・宗教を除く）」のいずれかの業種に、該当する事業を実施していること

<注意事項>

- ・上記の分類は、日本標準産業分類における業種を指します。
- ・自身の店舗等で実施する事業が対象か否かについては、別紙のリストをご参照ください。



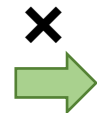
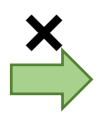
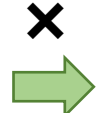
市が認める感染拡大防止策を、原則、すべて実施していること

<市が認める感染拡大防止策>

- ①飛沫感染の防止（マスク着用の徹底や従業員用マスク購入、配付、消毒薬の使用）
- ②接触感染の防止（店舗等の消毒、手洗い等の励行等、ソーシャルディスタンスの確保）
- ③発熱者等の店舗等への入場制限（検温の実施による出勤・入場規制等）
- ④3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止（コロナ対策としての換気・入場制限等）



給付対象



給付対象外

Q & A

○ 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少していることが必要ですか？

この支援金では売上の増減は見ません。あくまでも感染拡大防止に協力していただいている事業者が対象となります。

○ 個人事業主ですが開業届を出していません。対象となりますか？

開業届を出している個人事業主を対象としているため、対象外となります。

○ 個人事業主で市内に住んでいますが、市外に店舗を構えています。この場合は対象になりますか？

この支援金は、市内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る目的で給付されることから、店舗等が市内にある方を対象としており、市外店舗のみの事業者の方は対象となりません。

○ いつから給付されますか。

申請内容に不備等が無ければ、おおむね2週間程度で事務局「200200 ムサシノシカイケイカンリシヤ」名義にて、ご指定の口座に振込を行います。

○ 市役所に提出に行き、その場で書類確認をしていただけますか？

感染拡大防止のため、その場での書類確認は原則行いません。疑問点はコールセンターへご連絡ください。

○ 対象業種に該当しているかが分からない。

別紙の対象事業所リストをご参照いただき、不明の場合はコールセンターにお問い合わせください。自身の業種が分からない場合は、「e-Stat」（政府統計の総合窓口）からキーワード検索で業種を確認することができます。

○ 書類に不備があった場合、どうなりますか？

申請内容に不備等があった場合、申請書兼請求書記載の連絡先へ連絡し、内容等の確認を行います。審査の結果、不交付だった場合は不交付決定通知を発送いたします。

○ 感染拡大防止策において、写真等での証明が困難な場合はどのように申請すればよいですか。

原則として写真等での証明が必要となります。ただし、写真等での証明が困難な場合は、写真以外で証明できるものを提出していただくか、写真の添付用台紙に、実施している内容を詳細に記入してご提出ください。

武蔵野市緊急支援金コールセンター【TEL:0422-60-1951】

開設時間 【9時から17時(月～金)】 ※土日・祝日を除く